

令和5年度「暮らし」と「しごと」の魅力発見ツアー実施業務仕様書

1 業務名

令和5年度「暮らし」と「しごと」の魅力発見ツアー実施業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

人材不足による地域経済の停滞を招かないようにするため、姫路市をはじめとする播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等の人材確保の支援に向けて、主に東京都等大都市圏に在住している者を対象とし、1泊2日で観光地巡りやものづくり体験、合同企業説明会等に参加するなど「姫路」の「暮らし」と「しごと」の魅力を体験するツアーを実施し、UJIターン就職等を促進する。

※ 本業務は「連携中枢都市圏構想」に基づく「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」としても実施する。（参照：<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006495.html>）

3 業務の概要

(1) 日程

令和5年10月21日（土）から同年10月22日（日）

(2) 参加対象者

主に東京都等大都市圏に在住し、姫路市をはじめとする播磨圏域連携中枢都市圏内で就職または起業を考える学生・転職者等（兵庫県在住者を除く）

(3) 予定催行人数

40名

4 業務の内容

(1) ツアー内容全般

ア 姫路市の、食・文化の体験や企業等「暮らし」と「しごと」の魅力を肌で感じてもらう機会を提供すること。

イ ツアーの実施にあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けている旅行者であり、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3第1項及び第2項で規定されている旅行業務を行うことができる第1種旅行業又は第2種旅行業の登録を有する事業者と連携して業務を実施すること。

ウ ツアー中は原則マイクロバス等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにすること。

エ バス等での移動中にも添乗員等による姫路市の魅力をPRするようなガイドを行う、自由時間等はできるだけ設けないなど2日間を有効に活用した内容とすること。

オ 事前に立ち寄り先又は管理団体等と十分な打合せを行い、ツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

カ ツアー宿泊費（朝食代を含む）は、ツアー参加者の負担とすること。

キ ツアー参加者に対し、アンケートを実施し集計及び当該事業の効果等の分析を行うこと。なお、

アンケート内容は、受託者が作成し、発注者の承認を得ること。

ク ツアー参加者に対し、播磨地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」のマイページ登録を推奨すること。（参照：<https://www.job-harima.jp/>）

ケ 業務実施にあたっては、発注者と随時打合せを行うこと。

(2) ツアー1日目（10月21日（土））

ア 出発地は姫路駅とすること。集合時間は、参加者の集まりやすさを考慮すること。

イ 「（仮称）自然の中での暮らしの魅力を発見するコース」と、「（仮称）市街地の中での暮らしの魅力を発見するコース」の2コースに分けること。コースの名称は発注者と協議の上、決定する。

ウ 「（仮称）自然の中での暮らしの魅力を発見するコース」は、主に姫路の郊外地域（夢前町、香寺町、安富町、林田町、豊富町、山田町）を巡るコースとする。

エ 「（仮称）市街地の中での暮らしの魅力を発見するコース」は、主に姫路の市街地地域を巡るコースとする。

オ 両コースとも、姫路の食・文化の体験ができるような店舗や施設を巡ること。

カ 夕食は2コースが合流し、参加者同士の交流を図るような食事場所を確保すること。

(3) ツアー2日目（10月22日（日））

ア 世界遺産「姫路城」をガイド付きで見学すること。ガイドについては、受託者が確保すること。

イ 姫路市への移住の意欲を高め、UJIターン就職や姫路での起業を促進するためのセミナー等を実施すること。実施会場は、受託者が確保すること。

ウ 2日目の昼食についても、受託者が用意すること。

エ ア及びイを実施後、「（仮称）UJIターン就職コース」（原則2025年3月以降卒業予定者）と「（仮称）起業コース」の2コースに分かれて行動すること。コースの名称は発注者と協議の上、決定する。

オ 「（仮称）UJIターン就職コース」は、姫路市主催インターンシップ等支援事業「あっと！姫路」の合同企業説明会に参加すること。開催場所・時間はアクリエひめじ展示場B・13時から17時00分（参照：<http://idc.disc.co.jp/atto-himeji/>）。

カ 合同企業説明会への参加方法等、「あっと！姫路」の受託業者と十分な打合せを行うこと。

キ 「（仮称）起業コース」は姫路の起業家によるパネルディスカッションや先輩移住者との交流会等を実施すること。会場及び起業家等の確保及び調整は受託者が行う。

ク 解散地は任意とするが、最寄駅までの公共交通機関の案内など、参加者の便宜を図ること。

(4) 参加者の募集、広報及び決定

ア 業務の実施に当たり、参加希望者を募るため、以下の広報を行うこと。

(ア) チラシ・パンフレット類（以下「チラシ等」という。）による周知・広報

a 参加者の募集に効果的なチラシ等を作成する。

b 参加者の募集のためのチラシ等の作成数、配布先等は、受託者が決定すること。

c 受託者は、契約後速やかに、チラシ等の設置場所、配布方法、配布時期等に係る計画を

策定し、発注者と協議の上、配布する。チラシ等の記載内容、デザイン等に関しても同様とする。

(イ) ホームページによる周知・広報

a 本業務の対象者からのアクセスを見込むことができるホームページ（就活サイト等）に事業のページを作成の上、事業に関する情報を掲載し、随時更新する。なお、当該ページからのリンク先、バナー広告に関して制限は設けないが、これらについては、業務の趣旨に十分配慮するものとする。

b ホームページの作成及び更新に関して、情報通信機器（ハード）、ソフトウェア及び通信環境は、受託者が有する既存のリソースの範囲内で行う。

(ウ) その他の媒体による周知・広報

新聞、雑誌、機関誌、ダイレクトメール、SNS等新たな電子媒体を活用した広報等を行うこと。

(エ) その他

周知・広報を目的としたツアーの名称を発注者と協議の上、決定すること。ただし、ツアーの名称、ロゴ等の知的財産権については、業務終了後は発注者に無償で譲渡するものとする。

イ 参加の申込みは、受託者が受け付けるものとし、申込締切日後、発注者に対し直ちに申込者の報告を行うこと。

ウ ツアー実施の翌年度に、本業務の目的である「参加者の播磨圏域連携中枢都市圏内へのUJIターン就職等」の達成状況を測るため、参加者への追跡調査を実施予定である。受託者は、申込み受け付け時に、申込者から当該追跡調査に協力することの承諾を得たうえで調査に必要な情報を取得し、発注者に提供すること。

エ 予定催行人数を超える見込みとなったときは、発注者と協議の上、募集の打ち切り等の措置を取ること。

オ 予定催行人数を下回る見込みが生じたときは、発注者と協議の上、募集数増加に向けた対策を講ずること。

(5) 発注者への報告等について

ア 業務の開催時まで、使用する資料等を提供すること。

イ 業務の進捗状況を、契約後、月に1回以上報告すること。（様式は任意）

ウ 次に掲げる事項を記載した業務完了報告書を2部作成し、本業務終了後2週間以内に提出すること。

(ア) 合計参加者数

(イ) 本業務の実施状況

(ウ) 本業務の実施期間及び終了期日

(エ) 本業務における事業費及びその内訳

(オ) アンケート結果

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、本業務の状況を把握するため発注者が必要と認める事項

(6) 損害賠償保険への加入

参加者に本業務に基づく事故等が生じた場合に対応する保険に加入すること。

(7) その他

ア 委託料の支払い方法は、本業務完了後の後払いとする。

イ 本業務に係る会計書類等は、5年間保管し、発注者の求めに応じて提供すること。

ウ 受託者は、本業務を行うに当たり、障害者から相応の配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な限り対応すること。

エ 募集期間中の参加者申込者等に関するものを含め、参加者の個人情報の取扱いについては十分に注意すること。また、本業務において知り得た事項、その他本業務の内容等を発注者の承諾なく第三者に公表してはならない。

オ 予定催行人数に到達しなかったことで生じる不要経費については、市は負担しない。

カ その他仕様書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。

5 委託期間

委託契約締結日から令和6年2月29日まで

6 業務委託者

姫路市